

社団法人ゼンコロ 2011年度事業報告書

1. はじめに

3月11日に「東日本大震災」が発生してから7日後の3月18日、日本障害フォーラム(JDF)では被災障害者総合支援本部を設置していた。この活動をサポートするためゼンコロは4月から被災障害者の支援活動に取り組み、300万円の補正予算を計上した。200万円は被災障害者支援活動の派遣費用として、100万円はJDFの支援活動の支援金に充当した。派遣先は仙台市にある「JDFみやぎ支援センター」等で、4月から11月まで延べ61名を現地に原則1週間ずつ、会員法人から派遣した。またゼンコロ会員法人独自の支援活動として、食料品等の支援物資や紙オムツなどで2,700万円相当の物的支援を行なうとともに、JDFや地元自治体をとおして140万円を超える義捐金を出した。

2. 制度改革への見解

7月29日、障害者権利条約を批准するに足るべき国内法を整備する一環として障害者基本法(以下「改正法」)が、参議院本会議において全会一致で可決され成立し、8月5日から施行された。改正法を成立させるため、障がい者制度改革推進会議で献身された多くの障害当事者や障害者団体関係者にはまずは敬意を表したい。改正法は改正前と比べ前進した箇所が少なくない。障害の定義に関して発達障害や高次脳機能障害などを障害者の範囲に加え、その他の心身の機能の障害も障害として定めている(第2条1項)。また、「医学モデル」から「社会モデル」に転換を図った(第2条2項)。さらに、障害者基本計画の実施状況を監視し、関係大臣に適宜勧告を行うべく、障害者政策委員会を新たに内閣府に設置することとした(第32条1・2項)。

とはいえ、この改正法では可能な限りという文言、限定辞が第3条の2・3号を始めとして6箇所挿入されている。当時の担当相は「(この字句は)言い訳に使うのではない。最大限努力するということだ」としながらも、この答弁ではとても腑に落ちるものではない。また、障害のある女性について明示化が期待されていたが、関係する条項は盛り込まれなかった。さらに、社会的入院の問題についても全く触れられなかった。そうした課題は残されたとしても、改正法は障害者権利条約の批准に向けた大きな一歩を踏み出したと評価している。

8月30日、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会で「障害者総合福祉法の骨格に関する提言」を55人の委員全員の一致でまとめた。骨格提言は障害者権利条約と「基本合意文書」を指針として作成されており、高く評価したい。障害者自立支援法を廃止し、それに代わって障害のない市民との平等と公平、

障害の谷間や空白の解消、格差の是正など盛り込んだ提言を生かした新法制定が期待されたが、1月11日、厚生労働省は「障害者自立支援法一部改正法案(仮称)」を通常国会提出予定法案として民主党厚労部門会議に示した。骨格提言はほとんど反映されず、自立支援法の廃案も難しいとして2月8日総合福祉部会で厚労省から到底納得のいかない説明があった。その後「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(障害者総合支援法)」と名称を変更して3月13日閣議決定し、即日国会へ上程という拙速な動きに憤りを感じた。

障害者自立支援法訴訟で2010年1月7日、訴訟団と国(厚生労働省)が取交わした「基本合意文書」は信義の上からも法的にも非常に重く、また13県、8政令指定都市、170市町村の議会で骨格提言の尊重を決議している国民の声、多くの障害者やその家族、関係者の悲痛な声を斟酌せず、障害者権利条約の理念と内容を無視するかのような国の対応に疑問を感じ、政治不信を増大させていることに国は早く気がついて欲しいと強く願う。

3. 活動内容

(1) 法人移行問題

3月30日開催の第59回総会で、2013年4月1日移行を目処に一般社団法人として取り組むことが確認された。当初は公益社団を目指して議論を重ね、公益目的事業の実績を積み重ねてきたが、東日本大震災など社会的状況の激変などから一般社団としてスタートさせることとなった。

(2) 「明日をひらく言霊」(調一興著作選集)の発行

昨年度に立ち上げた編集委員会の精力的な活動により、6月に当法人の前会長の調一興さんの著作選集を発行することが出来た。保存されていた原稿600編を編集委員全員が読み込み、現在においても尚、価値を持つ68編を収蔵したことから「明日をひらく言霊(ことたま)」とし、初版本はほとんど在庫がなくなる反響であった。初代の野村実元会長の著作集も初版3千部が完売していることから、ゼンコロの先見性や人間尊重の強烈なメッセージは、時代を超えて今もこれからにも示唆に富むものであることを再確認している。

(3) 新規事業と既存事業

新規事業と印刷事業の検討は、ゼンコロの運営体制の見直しが11月30日第58回総会で諮られ、新しい方針の審議に軸足を大きく変えたため、今後の課題となった。古紙回収事業は前年度実績、予算ともに上回る実績となった。また、本年度から開始したオムツ支給事業は、会員法人の協力のもと実績を残すことができた。

(4) ゼンコロ創立50周年記念事業セミナーその他

10月26日、四谷の弘済会館で関係者の協力で記念講演会、シンポジウムを開催することが出来た。広報誌は8月、1月に発行し、体裁などに変化を持たせた。ホームページはドメインを新たに取得して、操作しやすい環境の準備を進めている。

(5) 日本障害者協議会との関係

日本障害者協議会の活動をより発展させるため、事務局体制強化の支援を行なった。また、ゼンコロから委員を出している社会支援雇用研究会は下半期を中心に6回開催され、「障害者の働く権利を確立するための社会支援雇用制度創設に向けての提言(案)」をまとめた。社会支援雇用の必要性をILO第159号条約違反提訴、多様な雇用の場の確保の観点から社会支援雇用の条件整備と仕組み、機能について提言している。案は来年度も引き続き検討し、成案を目指している。

(6) 事務局体制

事務局体制を見直し、業務に支障が出ない範囲でスリム化を図った。

4. その他

(1) 会議開催

総会(6月、11月、3月)、理事会(6月、11月、2月、3月)、三役会議(4月、8月)、運営委員会(5月、9月)、事業プロジェクト(5月、7月、9月)、企画プロジェクト(6月、8月)

(2) 出版物の販売

引き続き、販売に努力した。

以上